

宮城県書店商業組合理事長 殿

財団法人宮城県教職員互助会理事長

( 公 印 省 略 )

東日本大震災に係る図書引換券の取扱い及び平成 23 年度図書引換券  
の見本について(通知)

この度の災害による図書引換券の取扱いにつきましては、下記のとおりとしますの  
で、よろしくお願ひします。

また、平成 23 年度図書引換券の見本についても添付しましたので、間違いのないよう  
にお願ひします。

記

- 1 図書引換券が流失等した場合の取扱い(一部流失の場合も同じ取り扱い)
  - ① 図書引換券による売掛台帳等がある場合は、そのコピーによる請求を可とします。
  - ② 図書引換券による売掛台帳等も流失等した場合は、売掛額の申立てによることも止むを得ないものとします。(この場合は、施設代表者本人の直接申立書(自筆)が必要です。)
- 2 汚損、欠損した図書引換券の取扱い
  - ① 図書引換券が汚損、欠損した場合にはその券片による請求も可とします。
- 3 請求は、契約に基づく請求期限にかかわらず、施設の被害を受けた翌月から起算して 3 年以内はできるものとします。

担当：〒 980-8423

仙台市青葉区本町 3 丁目 8-1

財団法人宮城県教職員互助会

事業班 木村・岡本

電話：022-211-3678 FAX：022-211-3692